申請の手続き

日までの1年間です。

象期間は8月1日から翌年7月31

自己負担額を計算するときの

対

申請案内を送っています。同封の申請 療保険者に申請します。対象者には、 平成29年7月31日時点で加入の 医

局額医療 高額介護 合算制度とは

れます。 保険者ごとに次の区分により支給さ それぞれの限度額に応じて按分され 過金額が支給されます。 自己負担額を合計し、自己負担限度 (世帯単位)を超えた場合は、超 年 間 の医療・介護保険の両方の 支給の際は、

○高額介護合算療養費

医療保険から給付

)高額医療合算介護(予防) サービス費

介護保険から給付

医療費と介護保険の 負担額が高額になったとき

高額医療 高額介護 合算制度

問い合わせ

なくても支給の対象となる場合があ

が対象期間中にある場合は、

案内が

険者以外の医療保険および介護保険

29年7月31日時点で加入していた保 高齢者医療に移行した方など、

保健医療課 ②92141

転入した方、

国民健康保険から後期

平成

平成28年8月1日以降に市外

から

療課または各支所へ申請してくださ

書に必要事項を記入のうえ、

保健医

自己負担限度額

(年額・世帯単位、平成28年8月~29年7月)

-世帯内の医療保険加入者に係る自己負担額。 ただし、高額療養費などの支給を受けたものを除きます。

70歳未満の人

区 分 (年間所得)	自己負担限度額 医療保険+介護保険
901 万円超	212万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
年間所得 210 万円以下	60 万円
市県民税非課税世帯	34 万円

70歳以上の人

区	分	自己負担限度額 医療保険+介護保険
市県民税課税世帯	現役並み所得者	67 万円
	— 般	56 万円
市 県 民 税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者 I	19万円

自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。

ります。 険者に問い合わせてください。 たは平成29年7月31日時点の医療保 象となるかを確認し、保健医療課ま 対象期間の領収書などで、 申 請対

(例)

夫婦ともに 75 歳で、自己負担限度額区分が一般。 1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17 万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険 で 19 万円支払った。(合計金額は 70 万円)



年間 70 万円を支払った後にこの制度に基づく 支給の申請をすると、基準額 56 万円を超えた金 額(14万円)をお返しします。

問

い合わせ

地域介護課

公 86226

締結式で入山市長(右)と握手を交わす 大竹栄町郵便局の星野局長(左)

市に連絡し、

市は必要な対応を行

傷や不法投棄などに気付いた場合は

や障害のある方の異変や、

道路の損 高齢者

郵便局員が日常業務中に、

携協定を締結しました。

と地域福祉の推進等に関する包括連

11月27日、

市内9つ全ての郵便局

暮らし続けられるまちづくりを目指 誰もが住み慣れた地域で安心して 互いに連携し、協力します。

大竹市内郵便局

市と日本郵便株式会社 に関する包 足」を締結 0